

日蓮宗現代宗教研究所規程

(目的)

第一条 日蓮教学の現代的意義を解明し、時代に適応する信行及び布教体系の確立に寄与するため、日蓮宗現代宗教研究所（以下「研究所」という。）を宗務院に置く。

(研究及び調査)

第二条 研究所は、宗務総長を補佐し、左の研究及び調査を行う。

- 一 教学の現代的解明に関する研究
 - 二 現代における日蓮主義の研究
 - 三 現代における諸問題の日蓮主義的把握に関する研究
 - 四 現代における信行体系に関する研究
 - 五 現代における教化理論及び布教方策に関する研究
 - 六 現代における諸宗教の実態調査
 - 七 現代における宗門の実態調査
 - 八 研究資料作成に関する諸調査
 - 九 その他必要とする研究及び調査
 - 十 その他必要な事項
- 2 研究所は、研究及び調査のため、必要な資料を収集し保管にあたる。
- 3 研究所は、研究及び調査の成果を毎年研究誌をもって発表し、信行及び布教に関する教材及び資料の提供にあたる。

る。

(役職員等)

第三条 研究所に次の役職員及び研究員を置く。

一 役員

所長 一人

二 職員

主任 二人

所員 若干人

三 研究員

研究員 若干人

2 必要により、顧問及び嘱託若干人を置くことができる。

(職務)

第四条 所長は、研究所を統轄し代表する。

2 主任は、研究及び調査を分担する。

3 所員は、研究、調査及び事務に従事する。

4 研究員は、所長の指示する研究及び調査にあたる。

(任命、委嘱)

第五条 所長は、住職のうちから宗務総長が任命する。

2 主任及び所員は、所長の推薦により宗務総長が任命する。

3 研究員は、主任の推薦により所長が委嘱する。

4 顧問及び嘱託は、所長の推薦により宗務総長が委嘱する。

(任期)

第六条 役職員の任期は、宗務役職員の任期による。

2 研究員の任期は、二年とする。

3 顧問及び嘱託の任期は、所長の任期による。

(細則)

第七条 研究所の運営について必要があれば、細則を定めることができる。

(昭和五十五年四月一日改正施行)

(昭和五十七年四月一日改正施行)

(昭和五十九年四月一日改正施行)

(平成十四年四月一日改正施行)

附 則

この改正規程は、規則の変更が文部科学大臣の認証書の交付を受けたのち、平成十四年四月一日から施行する。